仕様書

第１章　総則

１条（適用）

本仕様書は、令和８年度 令和６年災　小田屋地区　農地災害復旧工事（以下「本工事」という。）に関して必要な事項を定めたものである。

２条（通則）

受注者は、本仕様書、石川県土木工事共通仕様書（最新版）、関係法規及び発注者の指示に基づいて作業を実施しなければならない。

３条（手続き）

受注者は、諸法規を遵守し関係官公署に対する手続きを遺漏なく行うものとする。

４条（資料の貸与）

受注者は、本工事を遂行するにあたり、発注者と協議のうえ、必要な資料の貸与を受けることができるものとする。

５条（秘密の厳守）

受注者は、本工事の内容、結果等を発注者の許可なくして部外に漏らしたり転用したりしてはならない。

６条（工事期間）

本工事の期間は、契約締結から令和９年３月３１日までとする。

第２章　作業内容

７条（目的）

本工事は、輪島市内において、令和 6 年能登半島地震によって被災した農地を対象に、災害復旧工事を実施するものである。

８条（作業従事者）

作業に従事する者は、対象作業の遂行に十分な経験を有するものでなければならない。

９条（工事範囲）

本工事の範囲は、輪島市小田屋地内とし「別添　位置図」による。

１０条（工事内容）

本工事の内容は、「別添　数量表」による。

（１） 整地工

ほ場整備工　１式

・ほ場整備工(BH 施工)(表土はぎ＋戻し＋整地)：0.28 ha

・ほ場整備工(BH 施工)(基盤切盛+畦畔築立)　：0.13 ha

・基盤耕起　：920.0 m3

・ほ場整備工(BH 施工)(基盤整地)　：0.28 ha

・法面整形工　：326.00 m2

第３章　検査・協議・その他

１１条（検査）

受注者は工事完了後、発注者の検査を受けて品質の確認を受けるものとし、指摘事項があった場合は速やかに訂正しなければならない。

１２条（協議）

工事中に本仕様書に記載なき事項が生じた場合は速やかに協議を行い、発注者の指示を受けるものとする。

また、現地の状況等により、１０条に定める工事内容範囲外の作業が生じた場合は、発注者と協議のうえ変更契約の対象とする。